

Ⅰ 2-8 アーケードの取扱いについて

昭和 30 年 2 月 1 日
国 消 発 第 7 2 号
建 設 省 発 住 第 5 号
警 察 庁 発 備 第 2 号

都道府県知事

都道府県公安委員会委員長

五大市公安委員会委員長

標記に関し、別紙の通りアーケードの設置基準を定めたから、下記の事項に御留意の上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

おって、貴管下各当該機関に対しても、この旨御指導・御連絡願いたい。

記

- 1 アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従ってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- 2 この基準は、建築基準法第 44 条第 1 項但書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法第 7 条に規定する同意、道路法第 32 条第 1 項第 4 号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通取締法第 26 条第 1 項第 4 号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第 5 条に基づく措置を命じないこと。
- 3 この基準に定めるアーケードの外、アーケード類似のものは認めないこと。
- 4 この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（基準第 1 項第 5 号及び第 2 項第 1 号ハ、ホ）は、アーケードの申請があつた際に定めても差し支えないができれば、あらかじめ第 5 項の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- 5 アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 6 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があつたときに開催すれば足りるが、その設置が予想されるような都市においては、あらかじめ開催し、第 4 項の事務打合せ等を行つておくことが望ましいこと。

- 7 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- 8 アーケードのうち、がんぎについては公益上の必要性により特に基準を緩和しているので、冬季人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- 9 アーケードが設置されたときは、市町村長は消防法第8条の規定により「防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物又は工作物」としてアーケードを指定すること。
- 10 アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取り締ること。
- 11 アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、その外消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- 12 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。
- 13 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。
- 14 次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第44条第1項公共用歩廊の取扱いについて(昭和26.11.13住発第551号各都道府県知事宛住宅局長通知)

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いに関する件(昭和26.12.3道発第196号各都道府県知事宛道路局長通知)

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて(昭和26.11.21国消管発第213号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知)

別 紙

アーケードの設置基準

1 通 則

- (1) この基準において「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通取締法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がある場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

2 進路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
 - イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
 - ロ 車道の幅員(軌道敷を除く。以下本号中に同じ。)が11メートル未満の1級国道若しくは2級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が、9メートル未満の主要な都道府県若しくは市道でないこと。
 - ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
 - ニ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
 - ホ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
 - ヘ 防火地域内又は準防火地域内であること。

ト アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。

チ 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。

ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く二階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。

ホ 階数は、1であること。

ヘ 壁を有しないこと。

ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

チ 木造の側面建築物に支持させないこと。

リ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

ヲ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するようにつとめること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。

ロ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。

ハ 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに、桁行0.9メートル以上の開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行き1.8メートル以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。

ニ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し、前号但書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この

限りでない。

ホ 屋根面上は、おおむね6メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。

ヘ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便、かつ、確実に開放しうる装置を設けること。但し、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向って下って居りその水平投影幅が3メートル以下であって、且つ、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。但し、歩車道の区別のある道路であつて歩道幅員3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。

ロ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。

ハ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。但し、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。

ロ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

3 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号（第1号ロ、ト、第2号イ、ロ、ハ、及び第3号イを除く。）による外、次の各号によらなければならないものとする。

イ 道路の幅員が4メートル以上且つ8メートル以下であること。

ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25メートル以内に幅員4メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。但し、前段に規定する距離が5メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

- ハ 側面建築物の延長おおむね 50 メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。但し、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- ニ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、且つ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。但し、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。
- ホ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第 114 条及び第 5 章第 1 節並びに火災予防条例の規定に適合していること。但し、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- ヘ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150 メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知機が設けられていること。
- ト 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から 6 メートル以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ 4.5 メートルを下らない範囲内で緩和することができる。
- チ 屋根面は、断層部又は消火足場と交さる部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の 8 分の 1 以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。
- リ アーケードを設置しようとする道路の延長 50 メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する主管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- ヌ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。
- ル その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、又は高さ 0.5 メートル以上を開放した断層部とすること。

4 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第 2 項中第 2 号ニ、第 3 号ロ、ハ、ニ、ホ及び第 3 項中イ、チ、リ、ヌは適用しない。

5 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第 2 項中第 1 号イ、ハ、ホ、第 2 号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第 3

号イ、ロ、ハ、第4号全部及び第3項中ト、ルの規定のみを適用する外、次の各号によらなければならないものとする。

イ 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。

ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。但し、歩車道の区別のない道路にあつてアーケードの延長及び幅員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行止、消防上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

ニ 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。

ホ 延長 12 メートル以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

6 がんぎの特例

がんぎについては、第2項中第1号イ、ロ、ハ、第2号イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第3号イ、ロ、ニ、第4号全部及び第5号全部のみを適用する。但し、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。